



紫陽花

四季の風物詩として欠かせないこの花の原種が、わが国の海岸に自生する「ガクアジサイ」だと知り嬉しくなった。アジサイの語源は、不明確だが日本最古の和歌集「万葉集」で「味狭藍」「安治佐為」と使われている。また藍色が集まったものを意味する「あずさい(集真藍)」がなまったものとする説も有力である。「紫陽花」は唐の詩人・白居易が別の花に名づけたものを、平安時代の学者・源順がこの漢字をあてはめたことから誤って広まったといわれている。花の色がよく変わることから「七変化、八仙花」ともいわれ、改良輸入された幾多のアジサイが絢爛豪華に咲き乱れ、宴を開いているが、大雨の狭間の古寺で、ひっそりと顔を出すこの花のけなげさに、心が癒される。(三室戸の一隅にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 標準報酬月額「随時改定」 ● 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・被扶養者状況リストの提出はお済みですか？
 - ・健診結果により特定保健指導を実施しています
 - ・ご存じですか？自己負担額が高額になったときの「高額療養費制度」
- ～ねんきんネットで家族のきずな～ 「ねんきんネット」申し込み手順

職場内で回覧しましょう

標準報酬月額「随時改定」

ベースアップなどがあつたときは、「月額変更届」を提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者1人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届け出にもとづいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから、報酬月額は正しく届け出されることが必要です。

毎年4月、5月には一般的に事業所において昇給が行われることが多く、この定期昇給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3カ月後に標準報酬月額の随時改定に該当するかどうかを被保険者1人ひとりについて確認する必要があります。

そこで、今回は標準報酬月額の「随時改定」について説明します。

随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき（＝取得時決定）、および毎年7月に提出する「算定基礎届」（＝定時決定）によって決定されます。

しかしながら、この取り扱いだけでは昇給や降給などにより報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と被保険者が現実には受ける報酬の実態とがかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇給や降給などにより報酬に著しい変動があつた場合は、昇降給のあつた月以降、継続する3カ月間の報酬をもとにして4カ月目の月から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このときに提出する届書が「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」です。

随時改定の要件

随時改定は、次の2つの要件に該当するときに行われます。

- ①昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があつたとき。
 - ②固定的賃金の変動月以降継続する3カ月（この3カ月は、いずれの月も報酬の支払いの基礎となつた日が17日以上あることが必要）に受けた報酬の平均月額にもとづく標準報酬等級と、現在の標準報酬等級とを比較して2等級以上の差が生じたとき。
- なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がなく

ても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動とは次のような場合が考えられます。

- ①昇給または降給があつたとき。
- ②日給から月給に変わったなど、給与体系に変更があつたとき。
- ③日給や時間給などの基礎単価に変更があつたとき。
- ④歩合給の単価や歩合率に変更があつたとき。
- ⑤家族手当、住宅手当、役職手当など固定的な手当が新たに支給されるようになったとき、または支給額に変更があつたとき。

標準報酬改定通知

届け出の内容をもとに、年金事務所から「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」が送付されますので、その内容をすみやかに被保険者へ知らせなければなりません。

なお、届書の記入にあたっては、支払基礎日数や支払報酬額などに誤りがないように十分注意し、わからない点があれば管轄の年金事務所に問い合わせのうえ正しく届け出るようにしましょう。

「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？

未提出の事業所は
至急届け出を

健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者1人ひとりに対して、4・5・6月の3カ月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出ることになっています。

年金事務所では、この届け出にもとづいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

このように「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものですから、届け出が遅れたり、誤った届け出をしますと標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響をおよぼすことにもなります。

「算定基礎届」の届け出は、本年は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の年金事務所の受付窓口へ届け出ましょう。

「算定基礎届」の届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」にも、必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

ご家族に国民年金
第1号被保険者が
いらっしゃる方へ



国民年金保険料の 免除制度をご存じですか？

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

全額免除制度

保険料の全額（月額14,980円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

●全額免除となる所得のめやす

前年所得が【(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円】の計算式で計算した金額の範囲内であること
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。

詳細は、最寄りの年金事務所・市（区）町村担当窓口までお問い合わせください。

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。一部納付の納付額と年金額は以下のとおりです。

- 1/4納付（3,750円を納付） → 年金額は5/8
- 半額納付（7,490円を納付） → 年金額は6/8
- 3/4納付（11,240円を納付） → 年金額は7/8

●一部納付となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1/4納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 3/4納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。



ご注意ください!!

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額14,980円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません（受給資格期間には算入されます）。

●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



申請は…

お住まいの市(区)町村役場（国民年金担当窓口）またはお近くの年金事務所です。平成24年度（平成24年7月～平成25年6月）の申請は平成24年7月から受付を開始しております。

※平成23年度（平成23年7月～平成24年6月）の申請は、平成24年7月31日までです。
申請をご希望の方は期限内の手続きをお願いいたします。

国民年金担当窓口



保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません）。

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるようになっています（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます）。

詳細は最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者状況リストの提出はお済みですか？ ご提出期限(平成24年7月31日)が近づいております

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。事業主の皆さまには、本年5月末から6月末にかけて「被扶養者状況リスト」等を送付させていただいております。

「被扶養者状況リスト」等につきましては、健康保険の被扶養者資格の状況を確認のうえ、**平成24年7月31日(火)までに専用の返信用封筒にて**ご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

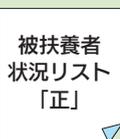
保険料負担の軽減につながる*大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

*高齢者の医療費への拠出金は、協会けんぽなどの各々の医療保険制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数に応じて算出されます。

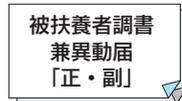
【参考】平成22年度の実施効果額等について

被扶養者から除かれた人：8.7万人（全国） 7,953人（大阪支部）

解除による効果：40億円程度（高齢者医療制度への負担軽減効果）

提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し「正」を提出（リスト「副」は事業主さまにて保管）



解除となる被扶養者については、同封の異動届「正・副」を記入し同封



解除となる被扶養者の方の**保険証を必ずご返却**ください
※保険証の回収にご協力をお願いいたします

*解除となる被扶養者がいる場合のみ、あわせて提出

再確認の対象となる方

協会けんぽ加入の全被扶養者（ただし、次に掲げる方は対象外です）

ア 平成24年4月1日において18歳未満の被扶養者（平成6年4月1日生まれの方は対象となります）

イ 平成24年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記アまたはイに該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしていません。

※上記ア、イに該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、**確認対象外**のため被扶養者資格の**再確認の必要はありません**（備考欄に「確認対象外」と表示してあります）。

※平成24年5月16日現在（年金事務所で入力処理されたもの）の被扶養者がプリントされています。

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。

健診結果により特定保健指導を実施しています

健康診断の結果から、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣病の発症リスクが高い40歳以上の加入者ご本人さまを対象に、無料で「**特定保健指導**」（生活習慣改善のサポート）を実施しています。

特定保健指導では、メタボリックシンドロームの予防や改善を目的として、保健師や管理栄養士が1人ひとりの目標の設定、ライフスタイルにあわせた生活習慣の改善方法のご提案、実践の後押しや継続フォローにより、皆さまの生活習慣改善に向けたサポートをさせていただきます。

生活習慣を改善することにより、生活習慣病を予防することができます。健康の保持増進のため、ぜひご利用ください。生活習慣病予防健診の結果、該当する事業所さままたはご本人さまへ、特定保健指導のご案内をいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 平成24年3月21日に移転しました

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300（自動音声案内）おかけ間違いにご注意ください
（市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

ご存じですか？

自己負担額が高額になったときの「高額療養費制度」

高額療養費制度とは？

※差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。

高額療養費とは、同一月に同じ医療機関ごとでかかった医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、後で払い戻される制度です。

70歳未満の方の自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の3つに分類されます。

(70歳以上75歳未満の方は、自己負担限度額が下記表と異なりますので、くわしくは協会けんぽまでお問い合わせください)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ^{※3}
①上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費 ^{※1} -500,000円)×1%	83,400円
②一般所得者 (①および③以外の方)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1%	44,400円
③低所得者 ^{※2}	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市(区)町村民税の非課税者等である場合です。申請には非課税証明書等が必要です。
注)上位所得者に該当する場合、市(区)町村民税が非課税等であっても上位所得者となります。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

医療機関窓口でのお支払いが高額になりそうなおときには、「限度額適用認定証」のご利用をお勧めしております。

外来でも利用
できます！

限度額適用認定証とは？

「高額療養費」として払い戻しを受けるには、通常、手続きをしてから4カ月前後かかります。そこで、あらかじめ「限度額適用認定証」(低所得者の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けておき、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が原則不要になります。

例えば1カ月の総医療費が100万円かかったとき

限度額適用認定証を提示しない場合 **300,000円**
300,000円(3割負担)を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を提示した場合 **87,430円**
87,430円(自己負担限度額)*を支払い、後日高額療養費の申請が原則不要となります。

*自己負担限度額
=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%

- 70歳以上75歳未満の方は、保険証とあわせて高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります。
※低所得者の方は限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要です。
- 入院と外来は別々の取り扱いとなります。限度額適用認定証をご利用いただいても、同月内にお1人で入院と外来がある場合などは、それぞれ自己負担限度額までお支払いしていただくことになります。
- 世帯合算(同一月で、1つの医療機関での自己負担額が21,000円以上のものが複数ある)に該当する場合、多数該当の要件を満たしているにもかかわらず、病院に通常時の自己負担限度額を支払った場合等は、後日、高額療養費の申請が必要です。

申請の流れ

申請書はホームページからダウンロードしていただくか、下記連絡先までご用命ください。



お問い合わせ先

平成24年3月21日に移転しました

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

～ねんきんネットで家族のきずな～



ねんきんネットでエコの巻

ねんきんネットってなに？

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。



どうしてエコなの？

「ねんきん定期便」や「振込通知書」など、通知のメールを受け取って、ご自宅のパソコンで確認できます！（平成24年4月開始）早くて確実！紙がないから、地球に優しい！

でもそれだけで登録するのは面倒だな。

これからはエコも大切だからな。お前も登録したらどうだ？



どうしたらできるの？

まずはねんきんネットに登録！！
郵送の「ねんきん定期便」は年に一度の送付ですが、電子版「ねんきん定期便」なら毎月記録が更新され、必要に応じて保存することもできます！

へえ。面白そうだな。兄さんの言うとおりにやってみよう。

「ねんきんネット」なら記録も見れるし、年金額の試算もできるし便利だぞ。

他にどんなことができるの？

いつでも、最新の年金記録が確認できます！
また、ご自身の人生設計に応じた年金額の試算や、記録の「もれ」や「誤り」の発見も容易にできます！



兄弟のきずなもふかまる世代間のたすけあい

ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

ますます便利に！！

登録はこちら！！

ねんきんネット

検索

平成24年4月から「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できるようになりました！



※「ねんきんネット」をご利用いただくには、ユーザIDが必要です。

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

日本年金機構
Japan Pension Service

～ねんきんネットで家族のきずな～

太郎さんと花子さんの愛の試算?!の巻

ねんきんネットってなに?

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

どんなことができるの?

最新の加入記録を確認できたり、「定年まで働き続けた場合の年金額は?」など、ご自身の人生設計に合わせた条件で年金額の試算ができます!

むずかしそうだけど...

画面で簡単な質問に答えるだけ!!
さらにいろいろなパターンで試算して、グラフ化して表示し、比較できます!

どうしたら試算できるの?

まずはねんきんネットに登録!!
ユーザIDを取得すれば、いつでも好きなときに試算できます!

2人のきずなもふかまる世代間のたすけあい

ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

ますます便利に!!

平成24年4月から「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できるようになりました!

登録はこちら!!

※「ねんきんネット」をご利用いただくには、ユーザIDが必要です。

ねんきんネット

http://www.nenkin.go.jp/n_net/



「ねんきんネット」申し込み手順

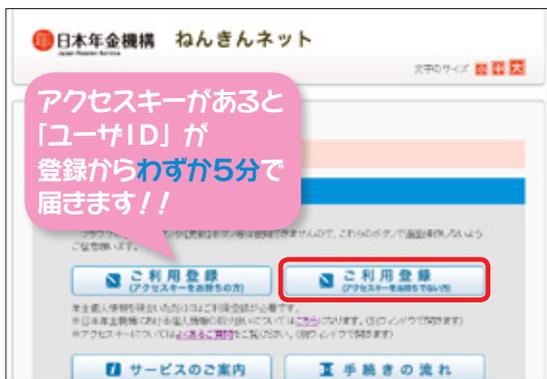
1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL :<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



左記画面 (ねんきんネット申請用トップページ) が表示されますので「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー(※)」をお持ちの方は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、被保険者あてに送付される平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。
 なお、アクセスキーの有効期限は3カ月ですのでご注意ください。
 ! 「アクセスキー」はお近くの年金事務所でも発行できます。(ただし、年金手帳やご本人の確認ができるものが必要です)

3. ユーザID 発行申し込みの情報入力



左記画面が表示されますので、必要な情報 (基礎年金番号、氏名、ご住所等) を入力し画面下の「申し込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示に従い進めていくことで「ユーザID発行申し込み(完了)」画面が表示されます。申し込みから約5日程度で、「ユーザID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザID」および申し込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※ 入力していただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、IDが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ!

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

0570-058-555

※050 (一部) の電話、070の電話からおかけになる場合は
03-6700-1144

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日午前9時00分～午後5時00分
 (祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金ががかかります。

※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金ががかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いの電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

アクセスキーをお持ちの方は、
 携帯電話からもユーザIDの発行ができます!

携帯電話からのユーザID発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>
 バルコード読み取り機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用いただけます。



※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です。(ただし、年金情報はパソコンからご確認ください)

※申し込み時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。